

資料

地域言語又は少数言語のための欧州憲章

窪 誠

解説

はじめに

第二次大戦後、ソンメルフェルトという言語学者は、欧州のマイノリティの状況について以下のように述べている。「ヨーロッパのたいの国々にのマイノリティとは、まず言語的マイノリティであつて、かれらは何よりも先に、自分たちの言語権回復の承認を求めてたかつかつてきた」⁽¹⁾

欧州審議会は、最も進んだ国際的人権保護制度といわれる欧州人権条約を監督する国際地域機構である。この条約の第一四条は、「ナショナルマイノリティへの所屬」による差別なしにこの条約の権利および自由が享受されることを規定している。しかし、マイノリティが自分の

母語を社会生活で使用する権利は認められていない。第二次大戦後、ソンメルフェルトが右で指摘したような状況に対して、各国家はマイノリティの権利を認めると分離独立運動を助長し、国家の安全を損なうと考えていたのである。しかし、国家が何とおうと、マイノリティの存在という事実が否定されるわけではない。先進国の集まりであるはずの欧州経済共同体（EC）の議会において、ある議員はこう指摘している。「EC諸国民の一人に一人が、自国の公用語（Official Language）を完全に使いこなすことができず、いわゆるマイノリティ言語を母語としている」⁽²⁾

諸国家における強力な同化政策も、マイノリティの存在という現実を変えることはできなかった。さらにマイノリティを数多く抱える東欧における共産主義体制の崩壊が、この問題を再び浮き彫りにした。これらの国々に

が、その後欧州審議会に加盟することになるからである。こうして、マイノリティ言語の重要性を確認し、保護促進することをめざす「地域言語又は少数言語のための欧州憲章」の採択にまでいたったのである。

憲章制定の経緯

一九六一年、議員総会は勧告二八五において、マイノリティの権利保障のために欧州人権条約を補完する保護措置がとられるよう勧告した。一九七五年一〇月一六日、欧州審議会が主催した第一回欧州周辺地域当局会議において、全会一致でガルウェイ宣言が採択された。この宣言は欧州諸機関に対し、「しばしば消滅の危機にさらされている周辺の種族共同体の言語と文化を保護、再生するために必要な措置をとるよう」要請している。

一九七八年二月一二日、(地方分権化問題に関する欧州審議会会議)のボルドー宣言が、マイノリティの文化的権利に関する欧州憲章の作成を勧告した。一九八一年、欧州のマイノリティ言語及び方言によって引き起こされる教育文化問題に関する議員総会勧告(九二八)と欧州経済共同体議会の「地域言語文化の共同体憲章、並びに、種族的マイノリティの権利憲章に関する決議」が、「地域言語又は少数言語のための欧州憲章」作成の必要性を結

条約適用、第五部は最終規定となっている。

憲章の特徴

憲章の特徴を対象、性格、実施方法について見てみよう。まず、対象について。説明報告書によると、この憲章は言語的マイノリティの保護ではなく、「文化遺産としての」言語の保護を目的としている³⁾。ところが、第一条 a・i、ii の定義から、結局、言語自体を基準とするのではなく、その使用者である「集団」、「領域」、「伝統」が基準とされていることが分かる。よって、条文にも明記されているように移民の言語は含まれない。「公用語の方言」も含まれないと明記されているが、「方言であるかどうか」「公用語と異なるかどうか」は説明報告書によれば、国家が判断することになっている⁴⁾。

「領域なき言語」とは、たとえばイディッシュ、ロマニが例としてあげられている。前述の基準により、「領域なき言語」は、「地域言語又は少数言語」に含まれない。しかし、領域以外の点では第一条 a に該当するので、憲章の限定的適用の可能性が第七条で認められている。

次に、憲章の性格について、説明報告書はこう述べている。「憲章は地域言語又は少数言語使用者の個人的又は

論した。一九八八年三月一六日、地域自治体代表からなる欧州地方地域当局常設会議(CLRAE)が、決議一九二(一九八八)によって憲章案条文を採択した。

これは、同年一〇月四日、議員総会によって意見一四二(一九八八)として採択される。一九八九年五月、閣僚委員会は、「欧州の地域言語又は少数言語に関するアドホク専門家委員会(CAHLR)」を設立し、先に地域地方会議が採択した条文案を考慮して憲章案を作成する任務を課した。一九九二年六月二五日、閣僚委員会は、この専門家委員会案を採択し、同年一〇月二日フランスのストラスブールにおいて、署名開放しました。

構成

憲章は五部から構成されている。第一部は、定義、約束方法などを規定する一般規定。第二部は、すべての地域言語又は少数言語に適用される一般共通原則を規定する。つまり、「共通の最低限度」を示している。これに対して第三部は、さまざまな生活面における地域言語又は少数言語の地位に関する具体的規則を規定する。これらの規定はすべての地域言語又は少数言語に適用されるのではなく、第三条によって国家が選択した言語に対して、国家が選択した条文が適用される(第二条二)。第四部は

集団的権利を確立するものではない。とはいえ、これらの言語の地位に関する締約国の義務及び憲章に従って取り入れられることになる国内立法は、当該共同体及びその構成員個人の状況に明白な影響を及ぼすであろう⁵⁾。

少数言語の使用は権利ではなく、言語に対する国家の措置から得られる反射的利益なのである。実際、憲章の第二部、第三部には「権利」の文言が見当たらない。ところがこの憲章前文は、「公私の生活における地域言語又は少数言語の使用権が、…奪うことのできない権利であること」を認めている。憲章における国家の措置の性格は、権利としての少数言語の使用が、国家利益の前に大きく後退したことを示している。それでも起草者の念頭には権利としての少数言語の使用の意識が完全に払拭しきれなかつたらしく、第六条には、「締約国は、関係公的機関、関係組織、関係者が、この憲章によって確立された権利及び義務を知らされるよう配慮しなくてはならない(傍線引用者)」と明記されている。

憲章の実施については、定期的国家報告制度しか規定されていない(第一六条)。説明報告書は次のように述べている。「これは準司法的申立手続きではないことが、強調されねばならない。専門家委員会は、単に憲章実施の監視(モニター)と、そのための情報受理を命じられて

いるだけである」つまり、専門家委員会には、ある国家の憲章違反を認定するような監督（コントロール）の権限は認められていないのである。

おわりに

このように全体として憲章は、権利としての少数民族の使用を前文で認めながらも、実質的には国家による反対を恐れて、国家の意向に大きく譲歩したものであることは否定できない。言語の権利が人権として認められるには至っていないのである。しかし、国家の取るべき措置が具体的に規定されているので、国家が約束した場合には、たとえそれが権利としてではないにせよその実現を迫ることができる可能性がある。そして、この憲章が人権としての少数民族使用権確立に向けての第一歩をしるしていることもまた否定され得ないことだろう。

注

- (1) 田中克彦、『言語の思想』、日本放送出版協会、一九七五年、三七ページ
 (2) 拙稿、「ナショナルマイノリティとは何か」『ヒューマンライツ』二月号、部落解放研究所、一九九三年二月、「欧州審議会とマイノリティ保護」『ヒューマンライ

- ツ』一月号、部落解放研究所、一九九四年一月参照。
 ※「欧州審議会とマイノリティ保護」において、「Trans-frontier exchanges」を「国際交流」としたが、必ずしも民間交流のみに限られなければならない。より広く一般的な「国際交流」に訂正し、憲章名も「地域又は少数民族語のため」では誤解の恐れがあるという指摘を受けたので、「地域言語又は少数民族語のため」と訂正し、お詫び申し上げます。
 (3) Debates of the European Parliament, Sitting of 15 oct. 1981, Mr. Schwenckp. 226.
 (4) DELA (92)2, EUROPEAN CHARTER FOR REGIONAL OR MINORITY LANGUAGES; EXPLANATORY REPORT, para. 10.
 (5) *ibid.*, para. 32.
 (6) *ibid.*, para. 36.
 (7) *ibid.*
 (8) *ibid.*, para. 11.
 (9) *ibid.*, para. 129.

憲章訳文

この憲章の署名国である欧州審議会加盟国は、
 欧州審議会の目的が、とりわけ、共通の遺産である理想及び原則を維持し及び実現するために、加盟国間のより強い統一を達成することにあることを考慮し、

消滅の危険にさらされているものすらある欧州の歴史的な地域言語又は少数言語を保護することが、欧州の文化的富と伝統の維持発展に貢献することを考慮し、
 公私の生活における地域言語又は少数言語の使用権が、国連市民的及び政治的権利に関する国際規約に規定された原則に従い、及び、欧州審議会人権及び基本的自由の保護のための条約の精神に従って、奪うことのできない権利であることを考慮して、

C S C E の作業、特に、一九七五年ヘルシンキ最終文書及び一九九〇年コペンハーゲン会議文書に注意を払い、
 異文化交流と多文化主義の価値を強調し、地域言語又は少数言語の保護奨励が公用語とその学習の必要性を害することがあってはならないことを考慮し、

欧州諸国及び諸地域における地域言語又は少数言語の保護促進が、国家主権と領域保全の枠内における、民主主義と文化的多様性の原則に基づいた欧州建設への大きな貢献を

なすことを認識し、

欧州諸国家の各地域における特定の条件と歴史的伝統を考慮に入れ、
 次のとおり協定した。

第一部 一般規定

第一条 定義

この憲章において、

a 「地域言語又は少数言語」が意味する言語とは、

i 国家内のある領域において、当該国家の他の住民よりも数において劣る集団を構成するその国家の国民によって伝統的に使用され、かつ、

ii 当該国家の公用語と異なるもの。

公用語の方言及び移民の言語は含まれない。

b 「地域言語又は少数言語が使用されている領域」とは、この言語が憲章に規定される様々な保護促進措置を正当化する数の人々の表現方法となっており、地理的範囲である。

c 「領域なき言語」とは、国民によって使用されているが、他の住民の使用する言語と異なり、かつ、国家領域内では伝統的に使用されているが、特定の地理的範囲と結びつけることができないもの。

第二条 約束

1 締約国は、第二部の規定を、領域内で使用され、第一条の定義に合致するすべての地域言語又は少数言語に適用することを約束する。

2 第三条に従って批准、受諾、承認の際に指定した各言語について、各締約国は、憲章第三部の規定から最低三五を適用することを約束する。これは、最低限、第八条、第二条からそれぞれ三つずつ、第九条、第一〇条、第一一条、第一三条からそれぞれひとつずつを含まなくてはならない。

第三条 約束方法

1 各締約国は、批准書、受諾書又は承認書において、地域言語又は少数言語、若しくは、公用語であっても領域の全部又は一部で広く使われていないものを選択する。これらの言語に対し、第二条2に従って選択された規定が適用される。

2 いずれの締約国も、その後、批准書、受諾書又は承認書で選択しなかった規定の義務を受け入れること、又は、別の地域言語又は少数言語、若しくは、別の公用語であっても領域の全部又は一部で広く使われていないものにこの条の1を適用することを事務総長に通告することができる。

3 2でなされた約束は、批准、受諾又は承認の不可分の一部とみなされ、通告の日から同一の効力を有する。

第四条 既存の保護制度

1 この憲章のいかなる規定も、欧州人権条約によって保障されている権利の制限若しくは適用除外を認めるものと解してはならない。

2 この憲章の規定は、地域言語又は少数言語の地位、若しくは、マイノリティに属する者の法的地位に関するより有利な規定を、それが加盟国内に既に存在するものであれ、二国間及び多数国間協定によって規定されているものであれ、害するものではない。

第五条 既存の義務

この憲章のいかなるものも、国連憲章の目的、若しくは、国家主権及び領域保全の原則を含む国際法上のその他の義務に反する活動に従事し又は行為を行う権利を意味するものと解釈してはならない。

第六条 情報

締約国は、関係公的機関、関係組織、関係者が、この憲章によって確立された権利及び義務を知らされるよう配慮しなくてはならない。

第二部 第二条1に従って追求される目的及び原則

第七条 目的及び原則

1 地域言語又は少数言語について、それらの言語が使用されている領域において、及び、各言語の状況にに応じて、締約国はその政策、立法、実行を以下の目的及び原則に基づくものとする。

a 地域言語又は少数言語を文化的富の表現として承認すること。

b 既存の若しくは新たな行政区画が当該地域言語又は少数言語の促進にとつて障害とならないようにするため、各地域言語又は少数言語の地理的範囲を尊重すること。

c 地域言語又は少数言語保護のための確固とした促進措置の必要性。

d 地域言語又は少数言語の公私における口頭及び筆記での使用の助長及び又は奨励。

e この憲章の対象分野において、地域言語又は少数言語を使用する集団と同一国内において同一若しくは類似の形で使用される言語を話す他の集団との間の関係を維持発展させること、並びに、同一国内において異なった言語を話す他の集団との文化的関係を確

立すること。

f すべての適切な段階における地域言語又は少数言語の教育研究のため、適切な形式と手段を提供すること。

g 地域言語又は少数言語の使用されている地域において、その言語を話さない者が希望する場合に学習することを可能にする便宜の提供。

h 大学又は同等の機関における地域言語又は少数言語の研究調査の促進。

i 二国以上にまたがって同一若しくは類似の形で用いられている地域言語又は少数言語のために、この憲章の対象分野において、適切な形の国際交流を促進すること。

2 締約国は、地域言語又は少数言語の使用に関する、この言語の維持ないし発展の阻害を目的とした一切の不当な区別、排除、制限、優遇を撤廃することを、まだ撤廃していない場合には、約束する。地域言語又は少数言語の使用者と他の住民との間の平等を促進することを目的として、若しくは、前者の状況に適切な考慮を払って、地域言語又は少数言語のための特別措置をとることは、より広く使用されている言語の使用に対して差別行為とはみなされない。

- 3 締約国は、適切な措置によって、国内のすべての言語集団間の相互理解促進、特に、地域言語又は少数言語に対する尊重、理解、寛容を国内の教育及び訓練の目的に取り入れること、及び、マスメディアによるこの目的追求の奨励促進を約束する。
- 4 地域言語又は少数言語に関する政策決定にあたって、締約国は、当該言語の使用集団が表明する要求と希望を考慮しなくてはならない。締約国は、必要な場合には、地域言語又は少数言語に関する一切の問題について公的機関に助言を与えるための団体を設立するよう奨励される。
- 5 締約国は、1から4に挙げられた原則を、領域なき言語にも必要な修正を加えて適用することを約束する。しかし、これらの言語の場合にこの憲章のためにとられる措置の性質と範囲は、当該言語を使用する集団の要求と希望に留意して、その伝統及び性格を尊重して、柔軟に決定される。

第三部 第二条2の約束に従って取られるべき、公的生活での地域言語又は少数言語の使用を促進する措置

- 第八条 教育
- 1 教育について、締約国は、そのような言語が使用されている領域において、各言語の状況に応じて、かつ、国家の公用語の教育を害うことなく、次のことを約束する。
- a i 就学前教育を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- ii 就学前教育の実質的部分を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- iii i及びiiに規定される措置のひとつを、少なくとも家族がそう希望し、かつ、その数が十分と思われる生徒に行うこと、又は
- iv 公的機関が就学前教育に直接権限を持たない場合、iからiiiの措置の適用を促進及び又は奨励すること。
- b i 初等教育を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- ii 初等教育の実質的部分を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- iii 初等教育において、当該地域言語又は少数言語の教育をカリキュラムの不可分の一部として行うこと、又は
- iv iからiiiに規定される措置のひとつを、少なくとも

- c i 中等教育を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- ii 中等教育の実質的部分を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- iii 中等教育において、当該地域言語又は少数言語の教育をカリキュラムの不可分の一部として行うこと、又は
- iv iからiiiに規定される措置のひとつを、少なくとも本人が、若しくは必要があれば家族が、十分と思われる人数をもって希望する生徒に行うこと。
- d i 技術的及び職業的教育を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- ii 技術的及び職業的教育の実質的部分を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- iii 技術的及び職業的教育において、当該地域言語又は少数言語の教育をカリキュラムの不可分の一部として行うこと、又は
- iv iからiiiに規定される措置のひとつを、少なくとも本人が、若しくは必要があれば家族が、十分

- e i 大学及びその他の高等教育を当該地域言語又は少数言語で行うこと、又は
- ii 大学及びその他の高等教育の科目として、これらの言語の研究のために便宜を払うこと、又は
- iii 高等教育機関に関する国家の役割を理由として、i及びiiが提供できない場合、地域言語又は少数言語での大学教育若しくはその他の形態の高等教育の提供、又は、大学若しくはその他の高等教育機関でのこれらの言語研究のための便宜提供を奨励及び又は認可すること。
- f i 成人教育又は生涯教育の講座が、主に若しくは全部、地域言語又は少数言語でなされるよう措置をとること、又は
- ii これらの言語を成人教育及び生涯教育の科目として提供すること、又は
- iii 公的機関が成人教育に直接権限を持たない場合、成人教育及び生涯教育において、これらの言語の教育を促進及び又は奨励すること。
- g 地域言語又は少数言語の歴史及び文化に関する教育を確保するための措置を取ること。

- h 締約国が受け入れたaからgの実施に必要な教員の基礎的及び継続的訓練を確保すること。
- i 地域言語又は少数言語教育の実施又は開発において取られた措置及び進展を記録し、これに関する公開の定期報告を作成する監視機関を設置すること。
- 2 教育について、並びに地域言語又は少数言語が伝統的に使用されている領域以外の領域に関して、締約国は、地域言語又は少数言語の使用者の数が許す場合、適切ならすべての教育段階において、地域言語又は少数言語での、又は、その言語の教育を認可、奨励又は設置することを約束する。

第9条 司法機関

- 1 地域言語又は少数言語を使用する居住者の数が以下に明記する措置を正当化する司法管轄区域について、締約国は、各言語の状況に応じて、この項によって提供される便宜の利用が裁判官によって適切な司法行政を妨げるものであると判断されないかぎり、次のことを約束する。

- a 刑事手続きにおいて
 - i 当事者のひとりの請求に応じて、裁判所が地域言語又は少数言語で手続きを行うよう定めること、及び又は

- 場合には通訳及び翻訳の利用によって、
 - i 当事者のひとりの請求に応じて、裁判所が地域言語又は少数言語で手続きを行うよう定めること、及び又は
 - ii 当事者本人が裁判所に出頭しなくてはならない場合はつねに、その者が自己の地域言語又は少数言語を、追加費用をともなうことなく、使用することを認めること、及び又は、
 - iii 文書及び証拠が地域言語又は少数言語で作成されることを認めること。

- d b及びcそれぞれのi及びiiiの適用並びに必要とされる一切の通訳及び翻訳の使用が、関係当事者への追加費用をともなわないよう措置をとること。

2 締約国は、以下のことを約束する。

- a 国内で作成された法的文書の効力を、地域言語又は少数言語で作成されていることのみを理由にして、否定しないこと。
- b 国内で作成された法的文書の当事者間における効力を、地域言語又は少数言語で作成されていることのみを理由にして、否定しないこと、かつ、それらの文書が、当該地域言語又は少数言語の使用でない第三者に対しても、その文書の内容が援用者によって

- ii 被告人に地域言語又は少数言語を使用する権利を保障すること、及び又は
- iii 書面であれ口頭であれ、請求及び証拠が地域言語又は少数言語で作成されていることのみを理由にして受理不可能と判断されることのないよう定めること、及び又は
- iv 請求に応じて法的手続きに関する文書を、必要な場合には通訳及び翻訳の利用によって、当該地域言語又は少数言語で、関係当事者への追加費用をともなうことなく、作成すること。
- b 民事手続きにおいて、必要な場合には通訳及び翻訳の利用によって、
 - i 当事者のひとりの請求に応じて裁判所が地域言語又は少数言語で手続きを行うよう定めること、及び又は
 - ii 当事者本人が裁判所に出頭しなくてはならない場合はつねに、その者が自己の地域言語又は少数言語を、追加費用をともなうことなく、使用することを認めること、及び又は、
 - iii 文書及び証拠が地域言語又は少数言語で作成されることを認めること。
- c 行政問題に関する裁判所の手続きにおいて、必要な

当該第三者に知られることを条件として、援用できるようにすること。

- c 国内で作成された法的文書の当事者間における効力を、地域言語又は少数言語で作成されていることのみを理由にして、否定しないこと。

- 3 締約国は、重要な国内法規及び特に地域言語又は少数言語の使用に関する法規を、これらの言語で利用可能にすることを、既に別の形で利用可能になっている場合を除き、約束する。

第一〇条 行政機関及び公共サービス

- 1 地域言語又は少数言語を使用する住民の数が以下に明記する措置を正当化する国家の行政区域において、かつ、各言語の状況に応じて、締約国は、合理的に可能なかぎり、次のことを約束する。
 - a i 行政機関が地域言語又は少数言語を使用するよう確保すること、又は
 - ii 人々と接する当該職員が、地域言語又は少数言語で問い合わせる者との関係において、その言語を使用するよう確保すること、又は
 - iii 地域言語又は少数言語の使用者が、当該言語で口頭又は書面の申請を提出し、かつ、回答を得ることができるよう確保すること、又は

- iv 地域言語又は少数言語の使用者が、当該言語で口頭又は書面の申請を提出することができるよう確保すること、又は
- v 地域言語又は少数言語の使用者が、当該言語で有効に文書を提出することができるよう確保すること。
- b 住民が頻繁に使用する行政文書及び書式が、地域言語又は少数言語で、又は、二言語併用形式で、利用できるようにすること。
- c 行政機関が、地域言語又は少数言語で文書を作成することを認めること。
- 2 地域言語又は少数言語を使用する住民の数が以下に明記する措置を正当化する地方及び地域機関について、締約国は、以下のことを許可及び又は奨励することを約束する。
- a 地域言語又は地方機関の枠内での地域言語又は少数言語の使用。
- b 地域言語又は少数言語の使用者が当該言語で口頭若しくは書面の申請をできるようにすること。
- c 地域機関が地域言語又は少数言語でも公式文書を発行すること。
- d 地方機関が地域言語又は少数言語でも公式文書を発
- 行すること。
- e 地域機関が、地域議会の審議において、国家の公用語の使用を排除することなく、地域言語又は少数言語を使用すること。
- f 地方機関が、地方議会の審議において、国家の公用語の使用を排除することなく、地域言語又は少数言語を使用すること。
- g 地域言語又は少数言語での伝統的及び正確な形の地名を、必要な場合には公用語での名称と並んで、使用又は採用すること。
- 3 行政機関又はそれに代わって行為する者によって提供される公共サービスについて、締約国は、地域言語又は少数言語が使用されている領域において、各言語の状況に応じて、合理的に可能なかぎり、次のことを約束する。
- a 地域言語又は少数言語がサービスの提供において使用されるよう確保すること。
- b 地域言語又は少数言語の使用者が当該言語で申請を提出し回答を得ることを許可すること。
- c 地域言語又は少数言語の使用者が当該言語で申請を提出することを許可すること。
- 4 締約国が受け入れた一、二及び三の規定を実施するた
- め、締約国は、以下の措置の一つ又はそれ以上を取ることを約束する。
- a 要望があつた場合の翻訳又は通訳。
- b 十分な数の公務員及びその他の公共サービス従業員の雇用並びに、必要な場合には、養成。
- c 地域言語又は少数言語の知識をもつ公共サービス従業員からの、当該言語使用領域への配置要求を可能なかぎり満たすこと。
- 5 締約国は、要望に応じて、地域言語又は少数言語での姓の使用又は採用を認めること。
- 第一条 メディア
- 1 締約国は、地域言語又は少数言語が話されている領域における当該言語の使用に対し、各言語の状況に応じて、公的機関がこの分野における直接又は間接の管轄、権限、役割を持つ程度に応じて、メディアの独立と自治の原則を尊重しつつ、以下のことを約束する。
- a テレビ・ラジオが公共サービスを行う場合、
- i 地域言語又は少数言語で、少なくとも一つのラジオ放送局と一つのテレビチャンネルの設立を確保すること、又は
- ii 地域言語又は少数言語で、少なくとも一つのラジオ放送局と一つのテレビチャンネルの設立を
- 奨励及び又は助長すること、又は
- iii 放送局が地域言語又は少数言語での番組を提供するよう適切な措置をとること。
- b i 地域言語又は少数言語で、少なくとも一つのラジオ放送局の設立を奨励及び又は助長すること、又は
- ii 地域言語又は少数言語でのラジオ番組の定期的放送を奨励及び又は助長すること。
- c i 地域言語又は少数言語で、少なくとも一つのテレビチャンネルの設立を奨励及び又は助長すること、又は
- ii 地域言語又は少数言語でのテレビ番組の定期的放送を奨励及び又は助長すること。
- d 地域言語又は少数言語での聴覚及び視聴覚作品の製作及び配給を奨励及び助長すること。
- e i 地域言語又は少数言語で、少なくとも一つの新聞の設立及び又は維持を奨励及び又は助長すること、又は
- ii 地域言語又は少数言語で、定期的な新聞記事の掲載を奨励及び又は助長すること。
- f i 法律によってメディアへの一般的財政援助が規定されている場合には、地域言語又は少数言語

- を使用するメディアの超過負担を補うこと、又は
- ii 既存の財政援助措置を地域言語又は少数言語での視聴覚作品製作にも適用すること。
- g 地域言語又は少数言語を使用するメディアのためのジャーナリスト及びその他の人員の養成を支援すること。

2 締約国は、ある地域言語又は少数言語と同一若しくは類似の形で使用されている言語での、隣接国からのラジオテレビ放送の直接受信の自由を保障し、並びに、そのような言語による隣接国のラジオテレビ放送の国内中継に反対しないことを約束する。締約国はさらに、ある地域言語又は少数言語と同一若しくは類似の形で使用されている言語で書かれた情報の表現の自由と自由な流通に対し、いかなる制約も課されないよう確保することを約束する。上記の自由の行使については、義務及び責任を伴い、法律によつて定められた手続き、条件、制限又は刑罰であつて、国の安全、領土保全若しくは公共の安全のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、他の者の信用若しくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、又は、司法機関の権威及び公平さを維持す

るため民主社会において必要なものを課することができる。

3 締約国は、メディアの自由と多元主義を保障する責任を持った団体が法律に従つて設立されている場合には、そこにおいて地域言語又は少数言語の使用者の利益が代表若しくは考慮されるよう確保することを約束する。

第二二条 文化的活動及び施設

1 文化的活動及び施設について、特に図書館、ビデオ図書館、文化センター、博物館、資料館、アカデミー、劇場、映画館、並びに、文学作品、映画製作、庶民的文化表現、フェスティバル、文化産業、とりわけ最新技術利用も含めて、締約国は、当該言語が使用されている領域内において、公的機関が権限を持つ範囲内で、この分野において、以下の権限又は役割を持つことを約束する。

- a 地域言語又は少数言語に固有の表現及びイニシアチブを奨励し、これらの言語による作品に接する様々な手段を促進すること。
- b 地域言語又は少数言語の作品に、翻訳、吹き替え、アフレコ、字幕を援助開発することによつて、他の言語で接する様々な手段を促進すること。
- c 他の言語による作品に、翻訳、吹き替え、アフレコ、

- d 字幕を援助開発することによつて、地域言語又は少数言語で接する様々な手段を促進すること。
- e 多様な文化活動を組織又は支援する団体が、自らイニシアチブを取る若しくは支援する活動に、地域言語又は少数言語の知識及び使用を適切に取り入れるよう確保すること。

e 多様な文化活動を組織又は支援する団体が、他の住民の言語に加えて当該地域言語又は少数言語を十分に使いこなす職員を備えるよう確保する措置を促進すること。

f 文化活動の施設整備及び計画について、地域言語又は少数言語の使用を代表の直接参加を奨励すること。

g 地域言語又は少数言語による作品の収集、保管、展示、出版を行う団体の設立を奨励及び又は助長すること。

h 必要な場合には、翻訳及び語彙研究サービスを、とりわけ各地域言語又は少数言語による適切な行政、通商、経済、社会、技術又は法律用語の維持発展のために、設立及び又は促進及び財政援助すること。

2 地域言語又は少数言語が伝統的に使用されている領域以外の領域について、締約国は、地域言語又は少数言語

の使用者の数が許す場合、第二二条1に従つて、適切な文化的活動及び施設を認可、奨励及び又は提供するものと約束する。

3 締約国は、外国へ向けた自国の文化政策において、地域言語又は少数言語及びその文化に適切な位置を与えることを約束する。

第二三条 経済的及び社会的生活

1 経済的及び社会的活動に関して、締約国は国内全体で以下のことを約束する。

a 国内法規から、経済的又は社会的生活に関する文書、特に雇用契約、及び、製品、設備の使用説明書のような技術文書における地域言語又は少数言語の使用を正当な理由なく禁止若しくは制限する規定を撤廃すること。

b 少なくとも同一言語を使用する者の間における地域言語又は少数言語の使用を排除若しくは制限する条項が、企業の内部規則及び私文書に含まれるのを禁止すること。

c 経済的及び社会的活動における地域言語又は少数言語の使用に支障を与えることを意図する行為に反対すること。

d 上記以外の措置によつて地域言語又は少数言語の使

第十四条 国際交流

締約国は、以下のことを約束する。

- 2 経済的及び社会的活動に関して、締約国は、公的機関が権限を持つ範囲内で、地域言語又は少数言語が使用されている領域において、以下のことを、合理的に可能なかぎり、約束する。
 - a 財政及び金融に関する規則に、取引実行と両立する手続きの活用によって、支払文書(小切手、手形など)及びその他の金融文書に地域言語又は少数言語の使用を認める規定を定める、若しくは、適当な場合、そのような規定の実施を確保すること。
 - b その(公的部門の)管轄に直接属する経済的及び社会的部門において、地域言語又は少数言語の使用を促進するための活動を組織すること。
 - c 病院、養老院、宿泊所などの福祉厚生施設が、健康、年齢又はその他の理由で援助を必要とする地域言語又は少数言語使用者に対し、その言語で受け入れ及び処遇する可能性を提供するよう確保すること。
 - d 適切な方法により、安全に関する注意説明が地域言語又は少数言語でも作成されるよう確保すること。
 - e 権限ある公的機関が提供する消費者の権利に関する情報を、地域言語又は少数言語でも利用可能にすること。

第四部 憲章の適用

- b 地域言語又は少数言語のために、国境を越えた協力、特に、同一言語が同一若しくは類似の形態で使用されている区域での地域言語又は地方団体間協力を助長及び若しくは促進すること。

第十五条 定期報告

- 1 締約国は、閣僚委員会によって決定された様式に従い、憲章第二部に従ってとった政策、及び、その国が受け入れた第三部の規定の適用においてとった措置に関する報告を、定期的に欧州審議会事務総長に送付する。第一回報告は、その国について憲章が発効した翌年、その後の報告は、第一回報告後、三年毎に提出されねばならない。

2 締約国は、その報告書を公開する。

第二十六条 報告の審査

- 1 第十五条に従って欧州審議会事務総長に送付された報告は、第十七条に従って設立された専門家委員会によって審査される。
- 2 締約国内において合法的に設立された団体又は結社は、憲章第三部のもとで締約国が引き受けた約束に関して専門家委員会の注意を引くことができる。専門家委員会は、当該締約国の意見を聞いた後、以下の3に規定された報告書の作成にあたってこの情報を考慮することができる。これらの団体又は結社は、第二部に従って締約国がとった政策に関しても、意見を提出することができる。
- 3 1の報告と2の情報に基づいて、専門家委員会は、閣僚委員会への報告書を作成しなくてはならない。この報告書は、締約国にその意見を求めてそれを併記し、閣僚委員会によって公開することができる。
- 4 3に明記された報告書は、閣僚委員会が、必要な場合、一又はそれ以上の締約国に対する勧告を作成するため、専門家委員会の提案を特に含まなくてはならない。欧州審議会事務総長は、憲章の適用に関する隔年の詳細な報告書を議員総会に提出する。
- 5 欧州審議会事務総長は、憲章の適用に関する隔年の詳細な報告書を議員総会に提出する。

第二十七条 専門家委員会

- 1 専門家委員会は、締約国によって指名された最も高潔な人格を有しかつ憲章の取り扱う問題について能力を認められた個人の名簿から閣僚委員会により任命される各締約国につき一名ずつの委員で構成される。
- 2 委員会の委員は、六年の任期で任命され、再任されることができる。任期を終了できない委員は、1に規定された手続きに従って交代される。交代した委員は、前任者の残任期間中に在任する。
- 3 専門家委員会は、手続規則を作成する。その事務局は、欧州審議会事務総長によって提供される。

第五部 最終規定

第一八条

この憲章は、欧州審議会加盟国による署名のために開放しておく。この憲章は、批准、受諾又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州審議会事務総長に寄託する。

第一九条

1 この憲章は、欧州審議会の五の加盟国が第一八条の規定に基づいて憲章に拘束されることへの自国の同意を表明した日の後三カ月の期間を経過した翌月の一日に

効力を生ずる。

- 2 憲章は、その後憲章に拘束されることへの自国の同意を表明する加盟国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三カ月の期間が経過した翌月の一日に効力を生じる。

第二〇条

- 1 この憲章の発効後、欧州審議会閣僚委員会は、欧州審議会非加盟国にもこの憲章への加入を招請することができる。

- 2 憲章は、加入国については、欧州審議会事務総長へのその国の加入書の寄託の日の後三カ月の期間が経過した翌月の一日に効力を生じる。

第二一条

- 1 いずれの国も、この条約に署名する時又は批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する時に、憲章第七条2から5について一又はそれ以上の留保を付すことができる。それ以外の留保は許されない。

- 2 1に基づいて留保を行った締約国は、欧州審議会事務総長に宛てた通告によりその全部又は一部を撤回することができる。撤回は、事務総長によって撤回が受領された日に効力を生ずる。

第二二条

- 1 いずれの締約国も、欧州審議会事務総長に宛てた通告によつていつでもこの憲章を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、事務総長によつて通告が受領された日の後六カ月の期間が経過した翌月の一日に効力を生じる。

第二三条

欧州審議会事務総長は、欧州審議会加盟国及びこの憲章に加入したすべての国に、次のことを通報する。

a 署名

b 批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

c 第一九条及び第二〇条に基づくこの憲章の効力発生の日

d 第三条2の規定適用に関して受理した通告

e この憲章についてのその他の行為、通告又は通知

以上の証拠として、下名の者は、正当に委任を受けてこの憲章に署名した。

一九九二年一月五日ストラスブルにおいて英文及び仏文で作成された条文は、両条文ともひとしく正文であり、欧州審議会資料部に一部が寄託される。欧州審議会事務総長は、この憲章の認証謄本を欧州審議会加盟国及び憲章への加入を招請される国に送付する。